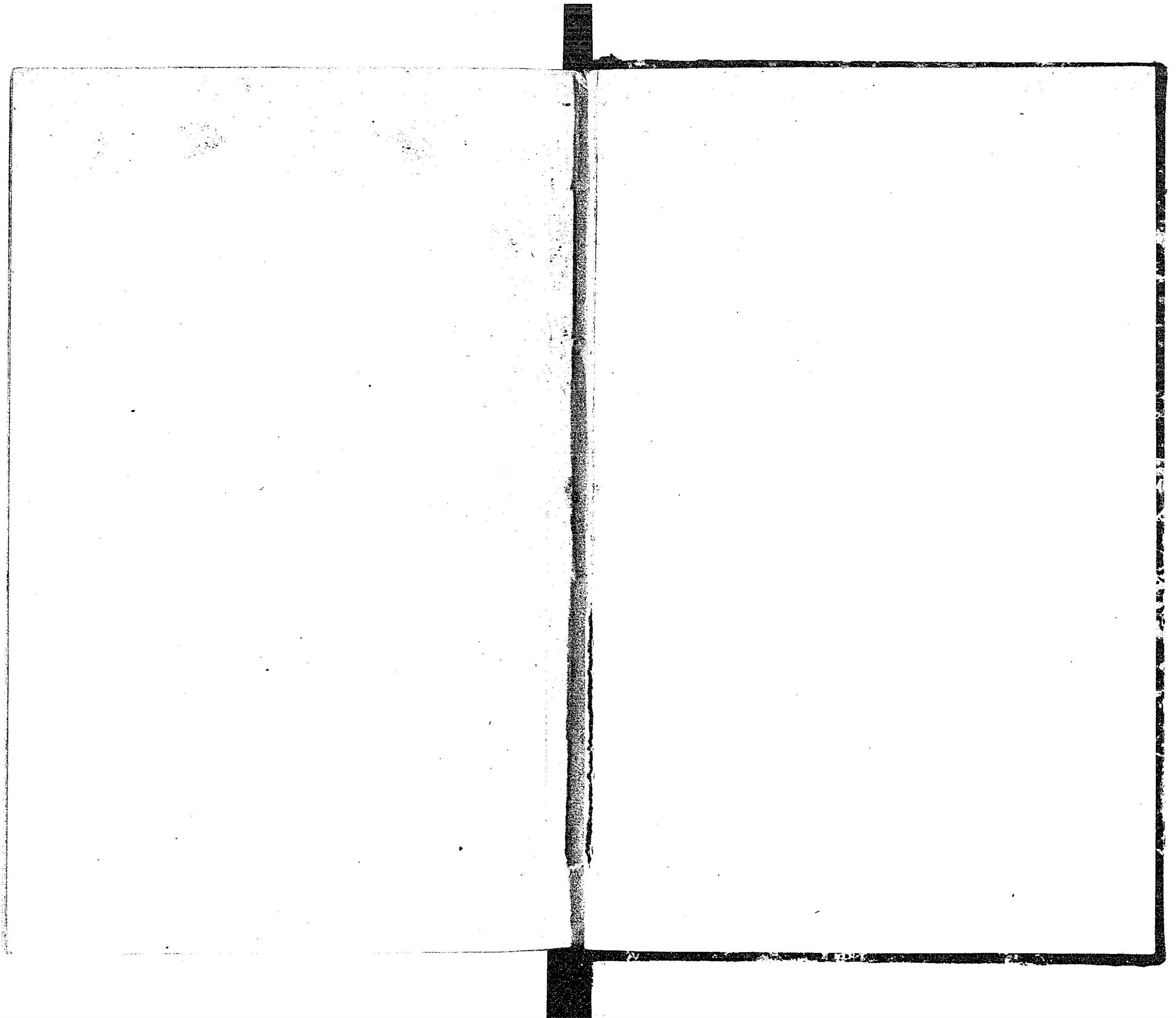


家庭衛生
小兒養育法

全

97
26

Vertical text on the right side of the cover, likely a library or collection identifier.



後藤新藏著

家庭衛生
小兒養育法

東京 廣文堂書店發行

例

凡

凡例

一 文物日に進み月を開け、世は益々繁劇ならんことを、苟も此間に處し身を立て産を興さんとするは、學識を啓磨し、體軀を健全ならしめざる可らず、之れ近時學校教育の盛にして、又家庭衛生の重せらる所以なり。蓋し家庭は兒女を教養する一種の熔爐にして、將來の運命多く此所に定まればなり、今予輩の本著ある、家庭衛生中最も切要なる育兒梗概を了知せしめんと、の微意に出つ、顧ふに兒女の健全を謀るの點に於て裨補する所あらん、然れども筆徒らに澁脚し、意を

凡

例

悉くす能はざるは、予輩の耻とする所也
 一本書は予輩の實驗を基礎とし東西引證せる書目甚
 々多し、然れとも今一々列舉するの繁を省く
 一本書を小兒哺育、乳母撰擇、人工的養育及び小兒疾病
 の四章に別つ、然れとも互に連關する所甚々多し

明治卅六年六月上院

著者識

二

目

次

小兒養育法目次

第一章

小兒哺育

(一)	小兒ノ生理	一
(二)	臍帶ノ處置	五
(三)	沐浴及其際ノ注意	六
(四)	臍帶切斷后ノ處置	十
(五)	嬰兒ノ衣服	十三
(六)	三味湯及五香湯	十四
(七)	胎髮	十六

目次

(八) 産母ハ生兒ヲ養育スルノ義務アリ……………十七

(九) 母乳ヲ禁スル場合……………十九

(十) 哺乳及其規律……………二十三

(十一) 小兒ノ啼泣……………二十五

(十二) 小兒ノ抱キ方……………二十六

(十三) 小兒ノ安眠……………二十七

(十四) 過愛ノ害……………二十八

(十五) 小兒ノ外出……………二十九

(十六) 傅婢……………三十

(十七) 小兒ノ玩具……………三十二

目次

(十六) 屋外遊戯……………三十三

(十九) 小兒ノ飲食……………三十四

(二十) 小兒ノ嗜好……………三十九

(廿一) 種痘……………四十

(廿二) 小兒ノ健否觀察……………四十四

(廿三) 小兒疾病時ノ注意……………四十七

(廿四) 醫藥服用ニ就テノ注意……………五十一

第二章 乳母撰擇法……………五十四

(一) 身體健康ならざる可からず……………五十五

(二) 資質純良ならざる可からず……………五十七

第三章

人工的養育

(三) 年齢廿歳乃至三十歳ノ者……………五十八

(四) 清潔ヲ好ム者……………五十九

(五) 乳質善良ノ者……………六十

(一) 人乳、驢馬乳、山羊乳、羊乳、及ヒ牛乳ノ分析……………六十一

表並ニ比較……………六十二

(二) 牛乳試験法……………六十六

(三) 哺乳壘……………七十

(四) (濃稠乳)「コンデンスミルク」……………七十一

(五) リービヒ氏小兒榮養劑……………七十二

第四章

小兒ノ疾病論

(六) ネスレル氏乳汁粉……………七十三

(七) シユステル氏小兒粉……………七十三

(八) 肉羹汁(スープ)……………七十四

(九) 其他ノ榮養品……………七十四

(一) 格魯布及實布帝里……………七十五

(二) 初生兒眼膿漏(淋毒性眼炎)……………七十七

(三) 先天性腦水腫……………七十八

(四) 乳汁消化不良……………七十九

(五) 麻疹……………八十一

(十五)	初生兒黃膽	九十五
(十四)	初生兒ノ臍疾患	九十三
(十三)	遺傳梅毒	九十一
(十二)	小兒訥吃	九十
(十一)	疫咳(百日咳)	八十九
(十)	腺病	八十七
(九)	毛細氣管枝炎	八十五
(八)	蛔蟲	八十四
(七)	小兒急癩	八十三
(六)	鵝口瘡	八十二

小兒養育法目次終

家庭衛生 小兒養育法

後藤新藏著

第一章 小兒哺育

(一) 小兒の生理

胎兒の猶ほ未だ母體子宮内に在て酸素及ひ其他の榮養質の支給を胎盤血液より亨くるや、胎兒は毫も呼吸するの必要を感じざるなり、人此の状態を無呼吸と云ふ、然れども此無呼吸なる状態は遠續すものにあらずして、或る原因の爲めに障害妨止せらるゝの時ある

べし已に妨止せらる、胎兒は勢ひ己れの生活上呼吸せざる可からざるに至り延髓に存する呼吸中樞を刺戟し、呼吸作用茲に挑發せらる則ち第一呼吸を營み、呱呱の聲を擧ぐ、此状態は分娩に際し常に實驗するを得べき處とす

第一呼吸挑發せられ初生兒肺臟其機能を開始するに共に酸素の供給完し、雖も、兒豈酸素のみを以て生存し得可き者ならんや、必ず消化作用之を伴ふを要し、消化液の分泌せらるるを見る、以て獨立的母體との分離を指す(生活を營む可し)雖ども、猶ほ未だ神身の發育

全からず呼吸は一分間平均四十四次、脈搏は百乃至百四十を呈し、體温亦た甚た高く動もすれば疾病を發せん、こす而して消化機的作用は僅に乳汁消化に適するに過ぎず、胃腑の如きは大人に於ては彎曲する胃底を有する囊状を呈すれども、小兒に於ては稍膨大せる一の膜管状をなす是れ小兒は直ちに乳汁を吐逆するの素ある所以なり而して一方には精神の發達甚た幼稚にして自他の辨別に乏しく發語亦能はざる處となす然れども小兒は他の語るを聞き敢て之を理解するにあらざれども直ちに摸倣せんことを勉め、其聞き得

たる所のものは、之を大脳皮質の音覺中樞に集積し、是れより皮質の言語筋中樞に傳ふ、言語筋中樞は其主宰する言語筋を働かしめ、則ち茲に發語するを得可し。雖ども未だ以て其無意識的たるを免かれず、既にして漸く理解的言語となすことを勉むるに至れば、大脳皮質の音覺中樞と言語筋中樞との間に所謂理解的中樞の形成を伴ひ、發語する所、今や悉く意識的たるに至る。初めは囁々端を開き、或は曉舌に終るものもあらん。此間の状態又聊か興味なくんば、あらずナツールの吾人を導くこと、夫れ斯の如く微妙なり。雖ども元來小

兒は害因に對する防禦力極めて弱きものなれば、其圓滿天真の發達を遂げしむるには、猶ほ之を補ふの要あり。(育兒法)予輩の今左に順次論述せん。欲する所のもの即ち又之れに外ならず、

(二) 臍帶の處置

臍帶俗間謂ふ所の臍の尾は胎盤と胎兒とを連續せしめ、動靜二脈管の通路をなし、分娩前に於ては甚だ必要なるものなれども、兒既に生誕するの後は、又毫も益する處あらざるなり、故に先づ第一着に之を處置するを要す、而して之を處置すること勿論産婆の與かる所な

りこ雖ども今日猶ほ未だ邊輒の地に在りては、必ずしも學術研修の良産婆を得可しとは云ふ可からず、是れ一般婦女の必ず記憶し置くの要ある所以なり、謂ふ所の臍の尾は腹壁臍輪を距る大約二寸計りの處に於て綿密に消毒(五十倍石炭酸水若くは千倍昇汞水に浸漬したるもの)せる細紐(殊に麻糸を可とす)を以て二箇所に結紮糸を以て緊結するを云ふ)を施し預め出血の恐れを防ぎ置き後其中央部を切斷す、切斷し終れば胎盤を分離すべし(切斷後の處置は下項に在り)

(三) 沐浴及其際の注意

前項説く所の如く、己に胎盤を分離し終れば、列氏なれば二十八度攝氏なれば大約三十五度の温に於て六七分間の沐浴を爲さしむるを要す、此際其取扱を鄭重にし決して粗暴に流るゝことなく極めて注意しつゝ、頭部を掌上に置き柔軟なる海綿を以て附着する血液或は皮垢(胎脂)を淨去すべし、世人之を初湯と云ふ、然れども若し皮垢去り難き時は鶏卵或は脂肪を塗擦すれば容易に清潔ならしむるを得可し、而して此際胎兒先天的異常の有無を檢すべし、則ち先づ第一に尿道及び肛門は閉鎖せざるやを見る可し、此二者に障害あるにも

拘らず、漫然放置するの結果、屢々危篤の症状を發するに至り、周章狼狽するとあるを以て、最も注意す可きのこととなす、右の佗時ごしては指趾過數、巨舌、巨睪（ア）及び無頭、兔唇、脊髓破裂、稀れには舌繫帶の短さが爲めに兒は哺乳甚た困難なることを示し（イ）或は亦半陰陽（ウ）なることもある可きなり、凡そ之等子宮内に於て發せる胎兒の發育異常は人呼んで畸形と云ふ、而して之を大別して三種となす、曰く過剩畸形（ア）曰く不足畸形（イ）曰く變位畸形（ウ）是れなり、幸にして畸形は之れ有らずとするも、其分娩に際して

は皮膚の皺襞多き部に於て往々創傷を生ずることあり、斯の如きは頗る發見し易からざるを以て細心注意して其有無を鑑別すること肝要なり、若し細檢の結果何等の障害なきを知らば、眼目及び口腔に向て更らに左の處置をなすべし、則ち口腔は指頭に卷きたる淨布を以て粘着せる粘液を除去し、眼目は外隅より内隅に向て拭除すべし、然るに今日世人の行ふ所を見るに、其多くは内隅より外隅に向ひ拭除するものゝ如し、其理を辨へざる者と云ふべし、而して口腔及び眼目は何故に斯く清潔ならしめざる可らざる歟

との疑問は必ず讀者の腦中に浮ぶ所ならん、是れ唯た後章論述する危険なる驚口瘡及び淋毒性眼炎(初生兒膿漏眼)を惹起するの恐あるを以て未發に防がんごする豫防的處置に外ならず、

(四) 臍帶切斷後の處置

既に沐浴を終れば西洋手拭の如き類を以て全身を纏ひ、兼て濕潤を拭去すべし、而して臍帶切斷痕には柔軟なる布片殊に防腐せる「ガーゼ」を最良とすれども、脂肪を注ぎたる約二寸四方の木綿を以て軽く二回の縛を施すも可なり、又時としては其切截部に鞣酸を散

布し「ガーゼ」及木綿に代ゆるに紙を以てすることあれども、唯た止むを得ざる場合に限り決して汎く施す可き方法にはあらず、而して右の如き方法を以て縛縛を施せる後には其全く剝離し終る迄毎日之を交換すること肝要なり、若し夫れ右の方法を用ゐず臍帶保護甚た不完全ならん歟、破傷風、丹毒、臍出血、壞疽、靜脈炎等恐る可き疾病を發することなしとせず、臍帶保護に次で感ずる所は衣服の必要なり、嬰兒の衣服は各國の制に依りて固より一定する處あらざれども、普通は襯衣上着及襪襪等よりなる而して皆な柔軟

にして且つ温暖なるを要すれども、亦た決して狭窄窮屈なるへからず、若し狭きに過ぎ細きに失するときは呼吸四肢、頭部、軀幹等に變形を残すことあるべし、猶ほ次項参照すへし。

初生兒に就ての沐浴は已に説く所ありたり、然れども予は猶ほ生後は持續して沐浴を行ひ毎に身體を清潔に保持すへきことを注意せんと欲す、實に沐浴は人體に於て行はるゝ植物的作用を促進し、細胞の機能を活潑ならしむるものなれば、嬰兒に限らず身體發育時期に在るものにて取ては其健康上發育上輕々看過すへか

らさるものなり、然れども嬰兒に於ては其溫度餘まり高きを貴はず、毎朝列氏二十八度の温浴を行ひ、夕刻亦た温湯にて全身を洗拭するを佳とす、然らざれば小兒は啻に發育上の損失を招くに止まらず、身體自然不潔に陥り、皮膚には汚物堆積し、往々皮疹、或は腺腫等を發することあるを以て、甚た害ありと謂ふ可きなり、然れとも小兒の入浴時間は無制限なるにあらず、自から一定の標準なくんばあらず、則ち通例は五乃至十分間、夫れ以上に亘たるを避く

(五) 嬰兒の衣服

假令大人の衣服と雖も、衛生學は吾人に教ふるに清潔になすべき事を以てす、特に小兒に於ては猶ほ一層の注意を要すへきや論なし、されば小兒の衣服は敢て華美新調なるを要せざるも、時々洗滌して垢附かざるものを撰ばざる可らず、而して小兒の衣服は古來よりの習慣として數枚重襲せしむること毎なれども、斯の如きは徒らに溫蒸に苦め、軟弱ならしめ及ひ寒胃の素を増すものなれば、可及的薄さに慣れしめざる可らず

(六) 三味湯及五香湯

都鄙の別なく哺乳せしむるに先ち、醫家亦是藥店に就

て、三味湯、五香湯或は「マクリ」を購求して服せしむるは今日猶ほ固守する所の風習なり、而して其理由とする所を聞くに、腹内の暗緑便を驅除せされば害あるによる云ひ、或は母体より持ち來りたる胎毒を下すが爲めなりと云ふにあり、嗚呼、何を盲信も極まれる、世未開に屬し、草根木皮の全能を迷信する當時に於ては、強ちに深く責む可きにあらず、れども、學術進歩の今日に於て猶ほ夫れ昔時の習弊を固守するは盲の極、愚の極と云はざる可らず、蓋し上記のものたる徒らに軟弱なる初生兒の胃腸粘膜を刺戟し、下痢を發せしむるの他毫も

餘に効あるを見ざればなり

(七) 胎髮

往々世人の爲すを見るに、出産後幾何も経過せざるに、胎髮を剃去すること例なるが如し、善習乎、惡習乎、請ふ先つ試みに顧へ、小兒の頭蓋は如何なる構造を有するものなるかを、其骨質は甚た軟弱にして骨間の縫合亦た強固ならず、剃さへ各骨片間には空隙を存し、而かも貴重なる腦髓を包藏するにあらずや、胎髮は誠に是等貴重なる腦髓を保護する天然的防護機關をなせり、然るを世人は何ぞ猥りに剃去するをなす、況んや不潔なる剃刀より、病毒感染の虞あるにあらずや

(八) 産母は生兒を養育するの義務あり

産母は分娩を終ると共に、漸く増大したる乳房より、所謂乳汁を分泌す、婦女の乳房に向て斯の如く變化を現はすは、造化の戯にあらずして、兒を哺育すべく天の教ゆる默示なり、故に之を行ふは、啻に彼に報ゆる所以なる而已ならず、婦女は以て愉快を覺へ、兒は依て以て生命を維ぎ、親子の情益々深きを加ふ可し、然るに近來に至りては、物質的進歩の結果として、種々の代用品現はるゝに至れり、聞く西洋文明諸國に於ては、婦女往々其

天分を盡さず、奇怪にも愛兒の生命を獸乳に一任して
又毫も顧ざる者の如し、而して彼等の云ふ所を聞けば
容姿早衰の恐れあるを以てなり、又一理なきにあらず
るが如し、されと思ふ可し、兒の健全なるは以て生母早
衰の憂を補ふに餘りあるにあらずや、予は自れ早衰を
防ぎ能ふ可くんば兒の健弱又關せず、云ふ者恐らく
殆んど是れ有らざるを信せんと欲す、故に齡餘まり若
からざる、十八乃至二十才以上生母は自己の乳房を以
て、兒を養育せられんことを希望す、亦た實に其天分を
完ふする所以なり

生母及乳母の乳汁を天然養料と云ひ、其他を人工養料
と云ふ人工養料に就ては後章に詳述する所あるを以
て今茲には記述せざるべし
産後兩三月間射出する所の乳汁は稍々黄色を呈し鏡
檢すれば一の大球中に無數の小球輻集するを見る之
を初乳球と云ふ、而して初乳は腸中の積便を排泄せし
め滋養の効亦た頗る偉なり、故に予は益々母乳を懇懇
する者なり

(九) 母乳を禁ずる場合

余は母乳を懇懇して止まずと雖ども、産母若し分娩の

爲めに疾病を醸す乎、或は離婚等の爲めに兒母乳を仰ぐこと能はさるときは、固とより乳母に依らざる可からざるは論なし、雖も猶ほ左の事情あるときは乳母養育法によるを佳とす

- (い) 肺結核及梅毒に罹ること
- (ろ) 褥熱及チフス等の如き熱性病に罹りし時
- (は) 精神病又は高度の神経疾病の時
- (に) 高度貧血の時
- (ほ) 生母再妊せる時
- (へ) 母乳の分泌極めて少なき時

- (こ) 母乳成分の不良なる時
 - (ち) 乳房に疾患ある時
 - (り) 乳嘴の甚た小なる時
 - (ぬ) 性質遊怠放逸にして兒に遺傳するを恐るる時
 - (る) 産母十八才以下なる時(栄養障害を來し萎黄病を發す)
- 以上の場合に於ては乳母を雇用すること固とより佳なれども、若し乳母をも得る能はざる時は、人工養育法を行はざる可らず、乳母撰擇法及び人工養育法に就て

は後章に譲り左に天然及人工養育法を受けたる小兒の結果如何を見んと欲す、則ち確實なる統計に依るに天然の養育を受けたるもの百人中身体健康なるもの六二・六人、身体中等のもの二三・三人、而して其虚弱なるものは僅かに一四・〇人なり、然れども人工養育法を受けたるものは、同く百人中身体健康なる者一〇・〇人、身体中等のもの、二六・〇人、虚弱なるものは實に六四・〇人なり、而して天然人工混合養育を受けたるものは同く百人中身体健康なるもの二六・〇人中、中等のもの二六・三人、虚弱のもの、四五・九人なり、以て天然養育法の如何に

重んず可きものなるかを知るべし、然り天然養育法は最も重んず可きものなれども、哺乳せしむるには一定の規律を守らざる可らず、今之を左に概述せん、欲す

(十) 哺乳及其規律

哺乳及其規律たるや、兒成育中最も肝要なることに屬す、故に母親たるものは十分戒心する所なからざる可からず、則ち小兒の娩出したる後、暫くの間は敢て哺乳せしむるを要せざれども、十時乃至十二時間を経過し、産婦の氣分稍々快復する時は必ず授乳の準備をなすべきを要す、則ち乳房を清洗し、少許の初乳を搾出し

後ち靜かに哺乳せしむ、然れども兒は食を嗜むの情慾に乏さもののなれば乳房を取て口邊に致し、其哺乳を促さざる可からず、哺乳後は毎常冷水を以て乳房を洗滌し或は冷水に浸したる布片を以て淨拭するを佳とす、而して數月間は兒の望みに一任すること固より深き害あるにあらされども、後日に至れば必ず授乳の規律を守らざる可らず、生兒二ヶ月に至る迄は左右の乳房を交換して一時乃至一時半毎に一回宛、四ヶ月に至る迄は二時乃至二時間半毎に一回宛、六ヶ月よりは毎三四時間に一回宛哺乳

乳せしむる規則とすべし、但し其量多きに過ぐることは往々吐乳を來すものなれば、亦其分量に注意すること肝要なり

(十一) 小兒の啼泣

今悉く育兒上の通弊を枚舉すること固より容易の業にあらされども、小兒啼泣する毎に哺乳せしむること又確かに其一に屬す、抑も小兒は言語なきを以て、其意志を他に傳へんとするには皆啼泣を以てす、故に小兒の啼泣するは飢餓の時、衣服襁褓の濕潤したるとき、衣服狹窄して呼吸困難なる時、縫針刺棘の皮膚を刺戟す

二十六
る時及び疼痛搔痒を感じるの時なり然るを世上の母
親は兒啼泣すれば則ち不憫の感を起し、直ちに之を哺
乳せしむるもの比々皆然らざるはなし甚た謂れなき
ことと云ふべし、斯の如きは啻たに職業を妨けられ不
規律の習癖を養成するのみならず、消化機を害し、酸酵、
下痢、腹痛を發せしむるに至るべし

(十二) 小兒の抱き方

而して兒に哺乳せしむるときは抱き方に就ては只た
一片の注意を請へば足る、則ち大人の胃は囊狀を呈す
れども小兒の胃は胃底の發育不全なるを以て其形狀

恰かも一の膜管の如し斯の如き形狀相違よりして動
もすれば小兒は乳汁を吐逆するの傾向あり故に其の
右側を下にして抱き哺乳せしむれば決して吐逆する
の憂なし

(十三) 小兒の安眠

小兒は生後數年間は哺後必ず就眠するの癖あり能く
眠り能く食ひ又能く成長するは初産婦をして屢々驚
かしむることありと云ふ、然れども小兒の睡眠は其成
育上最も肝要なるものなれば就眠中は可成靜肅にし
十分熟睡せしむ可き様心懸く可し、則ち頭部を高くし

光線の通過を好くし窮屈なる衣服を脱し手足の運動を自在にし褥を軽くし且つ新鮮の空氣を通じ燈燭惡臭を避く可し嘗て聞く不熟練なる母小兒を就眠せしむる爲め哺乳せしめしに乳房小兒の鼻口を壓し兒は終に非命の死を遂けたりと母たるもの宜く鑑みる所ある可きなり

(十四) 過愛の害

親は兒を愛し兒は親を慕ふ誠に是れ天倫なり然れども猥りに愛玩に過ぐるは謹む可き事に屬す殊に強て笑はしめ泣しめ睡眠を妨げ高上し低下し振搖し按打

するか如きは最も害の大なるもの兒は勉めて放任的養育法に従ふを佳とす

(十五) 小兒の外出

小兒は皮膚及び粘膜柔軟にして外襲に抗する力弱し殊に其睡眠中は毫も抗抵調節する力なきを以て氣候の順逆に鑑み例之室内に戯むるの時と雖ども適宜に外感を豫防せざるべからず若し屋外に出んと思はゞ適宜の保護を加へたる上初生兒は生出後夏季なれば二週後冬季なれば八週後に於てすべしと雖ども酷熱嚴寒風雨及び氣候不順なれば外出するを見合すを佳

こす

(十六) 傅婢

余は上項既に小兒の外出を説けり、之を保護する傅婢に就て一言の注意なかる可らず、若し吾人をして真正の希望を云はしめば、出生後半々年位は慈母自ら之を掬育し、猥りに他人に一任することは甚た宜しからず、然れども現今社會の實際に通ずるものは、此言の行ひ易からざるを知る、之れ余の傅婢に就て聊か注意を惹く所以なり、最も善良なる傅婢と稱せらるゝものは、年齢二十歳より五十歳迄の婦人にして、身元正しく性温順

伶俐中等の教育あり、而して真心より小兒を愛するものたらざる可からず、然れども到底實際に斯く完備のもの、は望む可らず、當た是を標本とし模範として可成之に類する性質の者を撰ぶべし、誠に日本今日の有様を見れば、大膽にも貧家の兒童(所謂守り子供)此衝に當り、彼等は兒を負ふて寒風に吹かれ、炎暑に焼かれ、馳驅踏走、悪戯至らざるなく、危険誠に見るに忍びざるものあるに拘らず、父たり母たる人見て以て痛痒相關せざる如きは、一に彼等の無教育なるが故、たらずんばあらず、漸く近時に至り、我國に於ても西洋文明諸國に倣

ひ小兒を傳車に乗せて坦道を徐行するものあるを見るに至りしは誠に喜ぶ可き現象と云ふべし、然れども多くは之を驕奢の器となし美を競ひ麗を争ひ、中流以上にのみ行はるゝは聊か遺憾の感なくんばあらず

(十七) 小兒の玩具

小兒に玩具を與ふるは甚た肝要なる件に屬す、然れども人往々無用視するものあるは誤まれりと謂ふべし、小兒に適當の玩具を與ふるは唯一時其精神を樂ましむるのみならず、大に智力の發開を促し、兒は以て導かるゝ所尠からず、然れども有害の色素を以て染色した

るもの及怪我し易き品物を以て作られたるものは與ふ可らざること論ずるの要なし

(十八) 屋外の遊戯

小兒に玩具を與へ室内或は屋外に於て危険のなき限り隨意に遊戯せしむるは獨り其足の力を強からしむるのみならず活潑なる運動に由て呼吸深大となり、新陳代謝亢進し消化作用高まり、又關節悉く其運動を營み胸廓、心臟、肺臟の働を進め全身甚だ健全に趣く可し、生來薄弱にして健全の成育を認め難きものも、適當なる運動に由て全く其性質を一變するものあり、豈

に運動輕視すべけんや
父母たるもの兒に強ゆるに行狀の端正を以てするは、
焔々たる天下概ね然る可しと雖も斯の如きは天稟
の活潑を檢束し行儀端正の名を以て柔弱卑屈に陥ら
しむるは嘆く可き限りなり兒は唯た傳婢之を看守し
爲すまゝ欲するまゝに放擲するを佳とす維新以來日
本人の體格の瘦弱に陥りつゝあるも偏に文弱の餘弊
たらずんばあらず

(十九) 小兒の飲食

小兒の食物は其發育時期に従ひ多少の差異なからざ

る可からざるも概して流動物及び半流動性の滋養品
は之に適し(榮養品は下第三人工養育に詳し)固形不消
化品は可成禁ずるを佳とす然れども酒類辛辣物質及
ひ甘鹹劇しき物質は固より之を避けざる可からず食
品の撰擇は上述の如きも予は猶ほ飲食時の攝生法を
記さざる可らず
(二)食物は好く咀嚼せしむ可し、小兒の胃腸は極めて薄
弱なるものなれば、攝取する食物は充分咀嚼せしめ消
化を容易ならしむべし、然らざれば胃腸を害し衰弱を
招ぎ、顔色憔悴して過害を醸すに至らん、我國に於ては

古來より早食を尙び、父母、小兒を戒めて食膳を離るゝことを早からしめ、兒之を守れば則ち父母賞讃し然らざれば懲罰を加ふ、誠に謂れなきこと云ふ可し、小兒には勉めて遅徐に充分咀嚼して嚥下せしむ可き様教導するを怠る可からず

(二)小兒と大人とは同一所に食するを避くべし、頑是なき小兒は目に觸るゝ所のもの好まざるなく、欲せざるなし、又其害たるゝ毒たるゝを辨ふるものに非らず、若し大人と食膳を同ふするときは、并ぶ所のもの悉く取りて食せんとし之を拒めば則ち大聲啼泣して止まず

父母は愛に絆され其害たるを知りつゝ終に之を與ふるに至る、故に初めより寧ろ食膳を同ふせざるを佳とする

(三)飯に汁を注ぐこと宜しからず、飯に汁を注げば嚥下容易にして咀嚼充分ならず、從て消化を害すること大なるを以て宜しく之を禁すべし

(四)食物を咀嚼して與ふること宜しからず、父母食物を咀嚼し兒に哺ましむるは吾國家庭の通弊にして、上流下流普く之を行へども、余輩は一日も早く此通弊を一掃せられんことを望む、何となれば大人口内の毒素は

直ちに薄弱なる小兒の消化器内に侵入するを以てな

り

(五)食後は必ず含嗽せしむべし大人たるは小兒たるとを論せず、食後は毎に浄水或は微温湯を以て含嗽するここ甚だ肝要なり、大人に於ては間々之を行ふものあり、雖とも、小兒に至りては自ら進んでなさざるは勿論、其父母たるもの亦之を爲さしめんともせざるは不注意の極と云はざる可らず、小兒に於て齲齒の多さを認むるは或は此邊より誘致せらるゝものたるを顧ざる可からず

(二十) 小兒の嗜好

小兒は菓子果物を好み、殊に不規律なる飲食をなすものなり、不規律なる飲食は常に其品行上よりするも、亦衛生上より考ふるも、共に甚だ宜しからず、之を改むるは母の躑如何にあり、菓子類中甘味強きもの(殊に駄菓子の如きもの)は小兒の胃腸に適せざれども、煎餅、ビスケット、水飴、麵麩の如きは其小量を與ふるも害なし、果物は新鮮なるものは害あるを見ざれども、其硬きもの、不熟もの、酸澁甚しきもの等は之を禁ずべし、一般に果物中にては梨子、林檎、桃等は其残渣を食せざれば、比較

害少なきものなり、小兒若し猥りに飲食物を望み或は母の意に隨はざることあれば、高聲に威赫し譴責するること每なれども、斯の如きは精神發育上害ありて利なきものなれば、父母たるものは懇ろに訓誡の法を取り、頭部の如きは決して打擲せざるを佳とす

(二十二) 種痘

茲に猶ほ一言し置かざる可からざるは、種痘なり抑も種痘法は西曆一千七百九十六年英醫エドワード、ゼンナー氏の發見する所にして、天然痘豫防の唯一の方法なり、古より天然痘は世界に大流行を極め、人類に殘害

を流し、人類を斃したること其數幾千萬たるを知らず、然れども一ト度此法行はるゝに至り、天然痘の流行其跡を斷つ、ゼンナー氏の功や萬世不朽遂に没す可からざるもの云ふへし、我國に於ても明治十八年十一月九日布告第三十四號を以て種痘規則を制定し同十九年一月一日より施行し、當時に於ては之を忌避するもの頗る多かりしも今は喜で種痘を醫に托するに至れり

種痘規則第一條に曰く種痘は小兒出生後滿一ケ年以内に於て之を行ふべし、若し不善感なる時は更に一週年

以内に再三種を之に行ふ可し」と種痘の時機たる春夏
夏冬男女晴雨を論せずと雖とも、最も佳とするは春秋
の二期にして且つ生後三乃至十二ヶ月間に行ふに在
り、然れども小兒若し不幸にして腺病質なるか、或は疥
癬、赤痢、胃腸病等を患ふる時は其全快を待て後ち種痘
するを佳とす、而して接種部は大抵左右の上膊外側に
して四乃至七顆を種ゆべし、若し善感する時は左の經
過を呈するものとす、則ち初め一二日は鍼痕を止め、赤
色の点暈を圍らし、後ち皮膚に蚤咬の如き赤痕隆起す
るものあるを見る、五六日にして其中心稍凹み、透明の

稀液を含む、七八日にして右痘胞腫起、焮衝し、惡寒發熱
往々腋下腺炎を伴ひ稀れには痙攣等を發することあ
り、而して十日頃に至れば膿胞黄色に變じ、漸次乾固落
痂し跡に痘痕を止むべし、斯の如き經過中は種々の注
意を要するものにして余は左に大學小兒科に於ける
心得書を得たれば茲に録することゝなしたり

種痘中の心得

一 面部手先を洗ひ亦は腰湯をするは妨げなしと雖
ごも種痘胞を濕す可らず
一 衣服殊に襦袢は垢附かざるものを着す可し

一種痘胞を摩擦し又は搔破し或は痂を無理に剝がざる様心を附くへし

一熱の強く發するか又は他の腫物を發することあるときは直ちに醫師の診察を請ふべし

(二十二) 小兒の健否觀察

小兒の健康なるや否やを察知することは、養育者の毎に其甚た必要なるを経験しつゝあるが如く、終始注意を怠る可らざる件なりとす、而して之を察知せんことするには小兒の體重と體温とを檢測し猶ほ他の一般状態に鑑みざる可からず

小兒の身體は甚た薄弱にして其害因に對する反應疾病時の症候を發するを云ふ極めて著しく特に體重と體温との變化は多くの疾病に於て來さざること殆んど稀れなり、故に予は先づ之に就て述べ而して後一般状態に就て説く所あらんとす、體重の變化を發見するには其平素の重さと比較するの要あるを以て豫め一週間毎に秤量し置き疾病時に於ては之より幾何減量せしかを知るに在り、而して是れを秤するの秤器は固より何種にても佳なれども最初着せし衣服と時刻(哺乳後なれば終始哺乳後にする等)とは違へしむ可らず、然ら

されば往々錯誤に陥ること有ればなり、小兒の體重に變化あるが如き場合には大抵體温も又昇騰し、其度の高低は疾病の輕重をも察知するに足る可きものなれば併せて之をも檢測すべし、而して其部位は普通股間を撰ぶ

一般狀態の中特に保護者は左の諸點に着目し、若し平素と異なるが如き模様あるときは、猶豫なく醫の門を叩き其狀態を具陳すべし

一、兒若し已に歩行し得可きものなれば、其歩行起居の狀態は如何

(二十三) 小兒疾病時の注意

夫れ小兒の疾病は其數尠からざれども、之を通算する

二、消化機の状態殊に舌及び口腔等に變化はあらざるか、哺乳大便の状態は如何
三、活潑に嬉戲し精神狀態に變化を認めざるか、若し頻々啼泣するが如きあらば其原因は知る可らざるか

四、尿の状態常の如きか
五、皮膚、眼球、鼻等に變化はなきか
六、夜中安眠するを得可き歟

時は凡そ三種に別つを得べし、而して其中最も多きものを普通慢性病(ア)となし、傳染病(イ)と突然急發する痙攣病(ウ)とは恐らく伯仲の間に在るなるべし、然れども痙攣症の如きは發すれば則ち一家の狼狽を來すを以て以上二病に比し其處置を心得べき點に於て何れを先きにし、何れを後にすべからざるものことす

小兒疾病時の處置に就ては、其何種の疾病たるに拘らず、少く考慮を費やさば其中自から二途相異なる方面あるを論ること容易なるに至らん、則ち甲は治病的方面(直接)にして乙は攝生的方面(間接)なり、而して甲は

主として醫師の與かるべき處なれども、其目的を誤まらしめざるが爲め醫師より教示せられたる諸點、殊に服藥規律を守ることを肝要なり、猶ほ此事に就ては次項に説く可し

若し夫れ乙に至りては、其實行詢に慈母の專任なり、然れども各病特異の注意に至りては、又醫師の指示に隨ひ敢て猥りに粗暴の舉有る可からざることを勿論なれども、少量宛の易化滋養品を與へ、寒熱の侵襲を避け、身體を清潔ならしめ及び驚愕せしむ可らざることは、殆んど各病に通じ心得可き件なりとす

小兒(ア)イの中其何れかに侵さるゝ時は、體重、體温を檢測(上項已に説く處ありたり)するは勿論、病床日誌(疾病時其模様を記入する者を造る可し、そは醫師をして治病上の便益を得せしむるのみならず、自れ又其形勢を察するを得大に諭る所ある可きを以てなり、而して其病床日誌に記入するを要す可き箇條の大要は(一)熱度(二)體重(三)哺乳及び飲食(四)服藥時間(五)大小便(六)眠否(七)啼泣及元氣は如何(八)日常應急手當(九)其他等なり、こす不幸にして(ウ)を發するところあるも、決して周章狼狽せず、泰然として先づ空氣の流通を好くし、患兒の衣帶を

解き頭部を高くして冷却法を施し、足部には芥子泥を貼して誘導を試み、或は灌腸を行ひ、而して一方には醫師の許に急訴せしむべし

(二十四) 醫藥服用に就ての注意

小兒の疾病は極めて變化し易きものなれば、藥劑を服せしむるに就ても決して等閑に附す可らざるなり、然るに多くは醫の命を奉せず其服用せしむ可きを飲まざる、若し夫れ時刻を違ふるが如きは甚だ珍しからざることなり、斯の如きは治病上の障害をなすこと多く、折角醫の盡力も水泡に屬し、兒も又餘計の苦痛を感ず

べきを以て斯かる不注意は斷然改むるに如かざるなり、而して又完く之に反對の處置に出づるものあり、そは古來より醫者の藥は分量少きが故に其一包與へよご命ずることあれば、二包若くは三包宛與へんごするの傾向あること之れなり、蓋し其意は治癒の期を早からしめんとするに在れども、何ぞ知らんや却て害多くして益尠なきことを而して兒に取ては此上の危険あることなし
何藥品に拘らず是を患者に與ふるには、其服用し易き方法を取る可きは調劑術の教ゆる處にして醫は小兒

に與ふべき藥劑には、可及的服用し易からん様勉むるものなれば、特に醫より注意せられたるものゝ外は決して猥りに砂糖等を加ふ可らず、而して與へられたる散藥は、指頭を濕ほして藥を附け之を小兒の舌上に塗布し、乳汁を飲ましむるか或は乳汁粘滑物に混し攪拌して與ふべし、然らざれば又飴菓子類に包み與ふるも可なり、但し飴菓子の量多きに過ぐ可らず、水藥に至ては殆んど記述するの要なし、只其氣道に入るを避くべきのみ

第二章 乳母撰擇法

抑も乳母は生母に代りて嬰兒を鞠育するの大任を有するものなるが故に、其嬰兒に於けるや生母の如く、之を育つる吾が子の如く、而して真心より嬰兒を愛せざる可らず、其責任重且つ大なりと言ふべし、其責任の重大なると共に之を撰ぶこと亦甚だ緊要なり、然るに吾國に於ては一部上流社會を除くの外、未だ此點に留意するもの少なきは嘆く可き事に屬す、甚しきに至りては再三之を取り代ゆることあり、此の如きは嬰兒の不

幸此上もなきことなり、如何になれば兒は養育を受くるの日淺きが爲めに乳母を慕ふの情薄く、乳母は亦是を愛するの情乏しく、彼是互に溶けて流るゝ情趣に浴すること能はず、遂に彼れ是れを嫌ふに至るべきを以てなり、故に實母疾病事情等の爲めに自ら養育すること叶はざる時は、猥りに乳母を雇備することを爲さず、必ず充分に撰索したる後、左の諸項に合する者たるを知りたる上、雇入るゝを最良とす

(一) 身體健康ならざる可からず

乳母たらん婦女は身體健康にして、筋肉骨質の發育遲

く、餘り肥満ならず亦た羸瘦に過ぐ可からず、中肉にして顔貌麗はしく眼涼く一種の愛情を湛へ、丹唇皓齒頸部の水脉腺肥大せず、生殖器に潰瘍を認ず、嘗て花柳病に罹らず、身体は勿論兩親姉妹兄弟親戚等にも遺傳病の證明するなく、乳房は膨實にして脂肪は過多ならず、弾力に乏しからず、乳汁充分に分泌して稀薄ならず、瘡傷なく癍痕なく、口内清潔にして殊に齒齦に異常なく、貧血の證候なく而して消化機健全なるものを撰ぶべし、近來一定の病的状態と連繋して其分泌物殊に乳汁中に么微有機体現存することあるを稱へられてより

以來イセリン氏は敗血症に罹れる婦人の乳汁中に黴菌を發見し、カルリースキー、ユツホ、ヤクシユ、の諸氏の所説を見るに丹毒結核等も其黴菌乳汁中に混することあるか如し、之れ體質の健康を覓む所以なり

(二) 資質純良ならざる可らず

乳母は田舎のものを佳とし稟賦靜肅純良篤實なるを要す、斯の如きものは田舎に多し、其性質狡猾怠惰のもの或は驕慢放逸のもの、飲酒多淫のものは不佳なり、何となれば兒に是等の性質染み易きを以てなり、一説に由れば田舎の乳母は、都府市街の交際及社交生活に堪

へず、且つ郷里を慕ふの情念又常に斷ゆることなきを以て劣れり云ふ、然れども田舎の純朴は到底都人士に覓んで得へからざる所なり、故に余は寧ろ前者を懲憑して止まざるものなり

(三) 年齢廿歳乃至卅歳のもの

年齢は二十歳乃至卅歳にして既に一二子を挙げたるものを最良とす、而して生母の年齢と略異動なきものを採用すへし、然れども例之生母と同年齡と雖ども年齢卅歳以上のものを採用すべからず、何となれば人は既に卅歳以上に達するときは新陳代謝退歩の時なる

が故に、充分なる乳汁排泄を起さざるが爲めなり、其廿歳以内の乳婦にありては恐く初産にして嬰兒の取扱未熟なるが故に是れ亦採用せざるを可とす

(四) 清潔を好むもの

乳母は性潔癖にして不精なるべからず、小兒は尿尿の排泄頻繁にして衣類襁褓を汚染すること屢なり、乳母たる者其都度是れを處置せざる可からず、然れども清潔を好まず不精なるものは或は之を放置することあらん、然る時は兒は汚物の中に包まれ爲めに發病することあるを以てなり

(五) 乳質善良なるもの

乳質に關する精細なる記載に至ては、猶後章に説くが故に茲には只た其一般を述ぶるに止めん、乳汁善惡を吟味せんと思はゞ先づ第一着に其甘味を檢し、而して後ち試験紙を以て其亞爾加里性を呈するや或は酸性を呈す可きやを檢す、乳汁は固き中性反應を呈すべき者なるを以て試験紙を變色して亞爾加里或は酸性反應を呈すれば不佳なり、而して之を顯微鏡下に照すに、乳球の集合して初乳球則ち「コルストルム」球の散在せざるを佳とす、或は亦小玻璃瓶中に少許の乳汁を置き

凝結沈澱を生ずるときは其質の惡なるを示すなり、此以上は醫に就て検査を請ふを安全とし、傍ら父母たる人は其兒の面貌を見て乳質の良否を知る可し

第三章 人工養育法

生母疾病に罹るか或は虛弱にして授乳害ありと認めらるゝか又は貧賤の爲め乳母を雇用する能はざることは、適當なる食物を以て生兒を養育せざる可からず、此法を人工養育法と云ふ、或は獸乳を以てし或は榮養的製品を以てす、然れども之を詳述するに先ち人乳、驢

馬乳、山羊乳、羊乳、牛乳等は如何なる榮養成分よりなるものなるかを見んと欲す

(一) 人乳、驢馬乳、山羊乳、羊乳、牛乳の分析表及
ひ比較

成分	人乳百分中	驢馬乳百分中	山羊乳百分中	羊乳百分中	牛乳百分中
蛋白質	〇・五乃至一・三	一・八二	四・〇二	四・五〇	三・五
脂肪	三・九五	〇・一一	三・三二	四・二〇	三・五
糖質	六・二三	六・〇八	五・二八	五・〇〇	四・〇
鹽類	〇・四五	〇・三四	〇・五八	〇・六八	〇・五
水分	八七・〇二	九一・六五	八六・八〇	八五・六二	八八・八

右人乳を除き何れを以て最も適當せりやと云ふに驢

馬乳は其第一位を占むるものなり、請ふ試みに人乳と比較せよ、其成分最も之れに類似するにあらずや、其次を山羊乳となし、牛乳は餘り好ましからざるものなり、然れども驢馬乳、山羊乳、羊乳の三者は得易からざるを如何せん、是れ得易き牛乳の拔扈する所以なり、牛乳は各人諒知するが如く世上一般に流布し、都府は勿論山村僻邑に至るまで今は殆んど求めて得ざることを稀れなり、然れども奸商人を欺き往々不良のものあるが故に次章に掲述する試験法により、其質の純惡を鑑定せざる可からず、而して牛乳は人乳に比較するに蛋白質

に富み乳糖に乏く脂肪稍々少なし
 生兒に牛乳を代用せんと欲せば、日數に應じ適宜に稀
 釋せざるべからず則ち初生兒にありては毎三時に牛
 乳三分の一に温湯三分の二を加へて稀釋したるもの
 を與へ、第二月乃至第三月のものには、牛乳温湯各等分
 のものを與へ、第四月乃至第五月のものには、乳汁三分
 温湯一分のものをを用ゐ、第六月以後のものにありて初
 めて純乳を與ふるを一般の法則となす、近時に至りア
 ウエルバツハ氏は水と乳との混合比例を第一月及第
 二月は三と一、第三及四月は二と一、第五及六月は一と

一、第七及八月は一と二、第九及十月は一と三になすべ
 しと云ふも、小兒既に第六月以後に至れば純乳に堪へ
 きを以て予は寧ろ前者に従はんことを欲す、而して稀釋し
 て用ふる場合には之に乳糖又は白糖を加へ稍々甘味
 を附し且つ三十四五度の温を與へ殆んど母乳の温度
 に彷彿たらしむるを要す
 茲に一言の注意を要するは、小兒の胃腑は甚だ薄弱に
 して消化力強からず且つ其形整全からざるを以て、乳
 汁を授與するときは上述第十四頁に記する所の授乳
 の規律を守り、他の榮養品を與ふる時も必ず満腹飽充

に至るを避けざる可からず

(二) 牛乳試験法

近來牛乳の販路擴まるに共に乳舖は間々粗惡にして異物を雜入せるものを販賣することあり、飲用者に取て危険千萬なる次第なれば、其試験法の概畧を記述するは強ち蛇足に屬せざらん歟(イ)牛乳は帶黃白色不透明の液体にして稍々甘味を有し、其反應亞爾加里性或は中性を呈するは普通なり、然るに酸性を呈せず既に腐敗に傾きたる證左なり、而して比重は一〇二四乃至一〇三五ならざる可らず、酸性反應を呈するものは青色

試験紙を赤變するを以て知るへし

(ロ)過度の稀釋を瞞着せんが爲め間々牛乳中に澱粉則ち小麥粉或は米汁等を混和して販賣することあり、之を看破するには沃度丁幾を乳汁中に注加すべし、若し果して澱粉存在せば忽ち變化して美麗なる青藍色を呈すべし、是れ化學的反應に由りて沃度澱粉なるものを生成するに由るなり
(ハ)亦間々其腐敗を防がんが爲めに、防腐藥品を混加することあるべし、之を知るには其可檢乳中に一半格魯兒化鐵液を注入す可し、然るときは美麗なる紫色を呈す

るは撒里矢爾酸を含有するの證なり、此外猶ほ精細なる検査を施さんには顯微鏡を應用せざる可からず、而して顯微鏡的検査は醫にあらざれば能はざるを以て予は之を茲には詳述せざる可し
右の試験を施さざれば、其飲用者は安心して飲料に供する能はざるまで、危懼を抱かしむる奸商の處置は惡みても猶ほ餘りあり、雖ども固く是れ刈除し易からざる弊害とす、されば當局者に於ても之を抑制するの必要を感じ、遂に牛乳營業取締規則なるものを發布せらる、現今行はるゝもの則ち之なり、予は左に如何に當

局者の人民に篤きかを知らしめんが爲め、該規則中の一二ヶ條を摘録せん

第十八條 警視廳ハ臨時主務官吏ヲシテ乳牛種牛ヲ検査シ角若クハ蹄ニ検査番號ヲ烙印セシメ若シ乳牛疾病ニ罹リ乳汁有害ト認めラルトキハ乳汁分泌スルト否トニ拘ラス搾取處内ニ其飼養ヲ禁シ角及ヒ蹄ニ病字ヲ烙印セシム但シ警視廳ノ許可ヲ受クルニアラサレハ其烙印ヲ消除スルコトヲ得ズ
前項ニ由リ飼養ヲ禁セラレタル病牛ハ速カニ隔離ノ場處ニ移轉シ其旨所轄警察署又ハ警察分署ニ届出ツ可シ
検査ノ場合ニ於テ畜牛ノ取扱等ハ凡テ主務官吏ノ指揮ニ從フベシ

第二十四條 第十八條ニ於テ飼養ヲ禁セラレタル病牛ヨリ搾取

シタル牛乳又ハ他物ヲ混和シタル乳汁及左ノ程度ニ適合セサル
乳汁ハ販賣スルコトヲ得ス

一 純乳 強酸性ノ反應ナク其比重ハ攝氏十五度ニ於テ一、〇二八乃至一、〇三〇回脂肪量ハマルチヤルト氏檢乳計ヲ用リ〇八五立方仙迷以上ノエーテル性脂肪層ヲ檢出セサル可ラス

一 脱脂乳 強酸性ノ反應ナク其比重ハ攝氏十五度ニ於テ一、〇三乃至一、〇三六脂肪含量百分中〇、五以上

警視廳ハ臨時主務官吏ヲシテ乳汁ヲ檢査セシメ乳汁不良ト認ム
ルトキハ其販賣ヲ禁シ無害色素ヲ以テ着色シ又ハ放棄ヲ命スル
コト有ルヘシ但シ試験ノ爲メ消費シタル乳汁ハ其代價ヲ請求ス
ルコトヲ得ズ

(三) 哺乳壺

小兒に哺乳せしむるに用ふる器なり、今其構造の概畧
を記すれば則ち一箇の玻璃瓶中に稍々長き硝子管を

挿入し、瓶口に挿入したる木栓を以て密閉し、而して内
部の硝子管口は殆んど瓶底に達し、始終乳汁中にあら
しめ外部の孔口は護謨管に通ず、護謨管端は則ち乳頭
に擬する所の乳嘴なり、乳嘴或は哺乳は護謨製又は象
牙製或は角より成るものあり、要するに哺乳の口内を
傷けさるものなれば足る

(四) 濃稠乳(コンデンスミルク)

「コンデンスミルク」は眞空中に於て乳汁を蒸發し、濃厚
ならしめ是に和するに、乳糖を以てしたるものなり、
近來種々の「コンデンスミルク」を市中に販賣するもの

あれども、最も佳なるは米國輸入の鷲印なり、而して此品は唯た佳良なる新鮮の乳汁を得る能はざる場合に應用し、初めは三分乃至四分の水に和して用ふ可き也。兒成長するに従て漸次水量を減じ、濃厚なるものに移るべし

(五) リービヒ氏小兒榮養劑

リービヒ氏小兒榮養劑は牛乳の代用品として用ゐらるゝものなるも、我邦には此品を用ゐるこゝ稀れなり。本品は小麥粉、麥芽、乳汁等を以て製するものにして、小麥粉の一分は「デキストリン」及び糖となりて含有せら

る

(六) ネスレル氏乳汁粉

ネスレル氏乳汁粉は小麥麵麩及び乳汁より製せられ其澱粉の大部分は「デキストリン」となりて含まれ、小兒の榮養劑として近時甚だ賞用するものなり、其用法は二百グラムを水百グラムに和し軟泥狀となし三十六七度に温めて用ふ

(七) シユステル氏小兒粉

シユステル氏の小兒粉の成分は蛋白質十一「プロセソト」含水炭素七十九「プロセソト」塩類二「プロセソト」にし

て其効は優に前者の上にある

(八) 肉羹汁

肉羹汁は鶏肉、牛肉、犢牛肉より製するものなり、今肉羹汁一合を得んと欲せば右の肉類五十匁を約二時間冷水中に浸し、後ち文火を以て二三時間煎出し瀘過して残渣を去り、食塩、鶏卵等を混す可し、一種の佳香を具へ興奮作用あるが故に嗜好物として用ふれども、榮養の効大ならざるが如し

(九) 其他の榮養品

出生後八九ヶ月を経て胃腑の形狀稍々整ふに至れば、

少量の半流動食則ち山慈姑、葛湯、粥、米羹汁の類を與へ漸く他食に慣れしむるを佳とすれども、注意しつゝ少量より漸次増量するを要す、然らざれば消化障害を來すの恐れあり

第四章 小兒の疾病論

(一) 格魯布及實布帝里

格魯布及實布帝里は固と其性質同じきも、唯ち輕重に由て名を異にするものなり、則ち格魯布は輕く實布帝里は重し、實布帝里は一種の黴菌に由て發する恐るべ

七十六
小兒傳染病の一なり、此病は昔し咽頭腐れと稱せられしが如く、最初咽頭發赤腫脹し食物嚥下に大困難を感じ、其腫脹部に汚穢なる白色乃至灰白色を呈する斑点を生じ、之を剝離すれば潰瘍を残し出血す、小兒は漸次衰弱を加へ体温上昇し脈搏細數となり、遂に呼吸困難等の危険症状を發するに至る可きを以て、時々注意して咽頭を檢し若し異常あるを發見せば速かに醫の門を叩く可し、本病は經過迅速なる恐る可き傳染病なるが故に、所謂素人療治に時期を逸す可らず、本病は幸ひ近時に至り血清療法を發見せられ意外の効果を收

むるが故に、宜しく初期病院に投ずれば萬全なり、然れども若し時機を逸したる時は、氣管切開等の外科的療法を行ふ可きあり

(二) 初生兒眼膿漏(淋毒性眼炎)

此病は多くは胎兒の産道を通過するに當り、淋疾を患ふる母の淋毒を眼中に受くるに由る、雖ども、亦然らずして不潔なる布片或は手指等より傳染することあり、而して眼瞼は腫脹し紅色を呈し、僅小の膿を排泄するに過ぎされども、病症増進するに従ひ著しく腫脹したる眼瞼は膿汁の爲めに粘着し或は粘着せずして膿

の湧出甚しきことあり、此症は最も危険にして失明に陥ること珍しからざる病氣なれば、豫防法として淋疾に罹れる産婦は分娩前に於て陸の豫防洗滌を行ふと共に初生兒の眼瞼を洗滌すること肝要なり、而して猶ほ其完全を望まんには五十倍硝酸銀水一滴或は「コロール」水一滴を點眼すれば完全なりとす、是れ近時頗る行はるゝ所の法なり

(三) 先天性腦水腫

腦水腫に二種あり一は先天性に來たり、一は後天性に來たる然れども今は先天性腦水腫に就て記述する所

あらんごするなり、則ち小兒は漸次不安となり、嘔吐下痢を發し或は綠便を洩らし、頭蓋増大して往々通常の二倍乃至三倍となり、顛門増大して頭部に青條を現はし時として下脚麻痺することあり、是れ水腫の爲めに腦質壓迫せらるゝを以てなり、而して顔面は頭蓋に比し頗る狭小となり精神の發達著く妨害せられ早世せざるもの殆んど稀れなり、醫は解凝劑を與へ沃度丁幾、水銀軟膏等を塗布するも効驗著しからざるを憾みなれ

(四) 乳汁消化不良

乳兒に於ける消化不良は醫の最も多く遭遇する所のものに於て亦た最も多く死亡原因となるものなり、本病は乳質不良哺乳時間の不規律哺乳器の不良、乳兒の生齒困難、既に本病に侵さるゝ時は、小兒は往々吐乳し便秘を起し亦青色便を下痢することあり、而して体温は多くは上昇するも時としては而からざることあり、漸次病兒は顔色蒼白となり、體質羸瘦し衰弱日に加はり遂に起たざるに至る、故に兒羸瘦日に加はるを見れば、兒は疾病殊に驚口瘡、實布帝里等に罹らざる歟、或は乳質は不良ならざる歟等に注目し其不良を認めらる

一、點を改良し猶ほ以て依然たらば則ち躊躇せず醫の門を叩くべし

(五) 麻疹

本病に侵されたるものは初め悪寒を覺へ、次で体温上昇し、眼の結膜、鼻の粘膜等に加答兒を起し小兒は涙流、嘔吐、咳嗽を發し三乃至五日を経過せば顔面、軀幹、頸部四肢等に蓄疹と稱する一種の發疹を現はし、數日の後ち漸次体温下降、皮色褪消するに至るも、屢々氣管枝加答兒、肺炎、胃腸加答兒、腹膜炎、肋膜炎等を發し、餘毒恐る可きものあり、然れども幸にして一度本病を患へたる

ものは一定年限免疫性を保有すること恰かも痘瘡と異なることなし、而して既に本病に罹りたるものは、粘滑性の飲料或は里母奈埜を與へ、其屋室は空氣の流通を好くし日光の射入を遮ぎらざる可し、室内の温度は十五度乃至二十度の間に在らしめ、下痢あれば、收斂藥を與へ、便秘すれば緩下劑を投じ、時として冷浴及冷水纏絡法を行はざる可らざることあり

(六) 驚口瘡

此病は洋名を「スオル」と稱へ、屢哺乳兒に發するを見る、初め哺乳の際口内に疼痛を訴ふることもあるも、母氣附

かざることあり、而して間々綠便を瀉瀉し衰弱日に加ふ、然れども其確徴とするは、口内粘膜舌、口蓋咽頭に米粒乃至豌豆大の白色班點を發生する之れなり、而して本病に向ては、五十倍の硼酸水、三十倍重曹水或は五十倍の鹽剝水を以て一日數回口内を洗滌し、亦は右の溶液に浸漬したる布片を以て口内を拭淨するもよし

(七) 小兒急癇

兒初め不安となり驚くものあるが如く患ふるものあるが如し、而して大に啼泣し、往々安眠すること能はず、殊に夜間に於ては屢々驚愕し凶夢襲ふものあるが如

し、食氣大に缺乏し、哺乳好まざるに至り、頻回反覆する
卒然たる急痼發作を來たすべし、其狀全く大人の癩癩
發作に異なることなきも、彼にありて頻回反覆するを
以て特徴とするなり、本病を治せしめんせば、先づ其
原因を除かざる可らず、則ち齒の刺戟、蛔蟲消化不良及
び乳母の精神感動等を療し、發作に向ては麻醉藥を處
するの外なし

(八) 蛔蟲

腸に寄生するもの一二に止まらされとも、小兒に最も
多きは蛔蟲なり、蛔蟲は腸内に寄生するときは、食慾缺

乏腹部に壓感あり而して時々痲痛様の疼痛を來たし、
便秘若くは下痢を發し、左右の瞳孔不同、鼻腔痒感及痲
癩等を發することあれども、何れも確徴となすに足ら
ざるものなり、而して確徴とするは糞便中に蛔蟲又は
其卵を發見するにあり、以て其果して相違なきを知れ
ば、驅蟲劑則ち珊篤寧(〇〇二)攝綿支余(一〇〇)を取り沸
湯一〇〇〇に浸出し、毎半時四〇乃至八〇を與ふべし、
等を投し後ち少時間を経て緩下劑を與ふれば佳なり

(九) 毛細氣管枝炎

本病は小兒に於て麻疹、痲咳等に續發すること多し、漸

々熱度昇上し口喝甚たしく呼吸著しく促迫し、顔面蒼白となり、時こしては紫藍色を呈することあり、而して小兒は多くは咯痰を嚥下し不明なる咳嗽あり、小兒若し本病の疑あらば速かに醫の診を受くべし、醫の診を受くると共に、兒は純淨潤濕の大氣中に呼吸せしめ、温乳汁中に三四滴の的列瓶底油を混し一日數回飲用せしむへし、而して胸部濕包するに微温湯に浸したる布片を以てす可し、意外の効を奏するものなり、余は昨年春「インフルエンザ」の流行に際し多くの小兒を診せり、而して毛細氣管枝炎に罹るもの亦た甚た多きを見たり

ると共に濕布纏絡の意外の効あるを驗せり、此法は胸部を餘まり緊縮し爲めに呼吸を妨げざる限り必ず試む可き良法なり、其他藥劑には種々あれども錯誤を來たし易ければ暫く省く事となしたり

(十) 腺病

近來ユツホ氏の學說に由れば腺病及結核を同一視し、腺病にも亦た黴菌を發見せりと云ふも、未だ一般の信用を博するに至らず在來の説を見るに腺病とは解剖的變化を發見する能はざる一種の體質異常にして、本病の健康者と異なる所以のものは、各組織甚た脆弱に

して小刺戟を受くるも直ちに諸般の炎症、殊に皮膚粘
膜、淋巴腺等に炎症を發し易きにあり、而して其組織は
結核菌の發育に適せりと云ふ、兎に角本病は兩親に
結核ある小兒に多く且つ腺病質のものは結核に侵さ
るゝもの多きを以て、結核に細接の關係あること明か
なり、此病に對しては先づ滋養強壯劑を與ふるは勿論、
新鮮大氣中に呼吸せしめ冬は南方の海濱夏は高地に
移居せしむること肝要なり、滋養品としては肉類卵類
を與へ藥劑及び外科的療法を要するときは宜く醫の
診を受くへし

(十一) 疫咳百日咳

疫咳は流行性に來たり、多くの小兒一整に罹ることあ
り、而して最初は鼻及喉頭加答兒の症狀を呈し、次で一
種特異なる所謂痙攣性咳嗽發作を來すべし、咳嗽發作
中は呼氣に笛聲を放ち眼球結膜大に充血し、顔面亦た
潮紅す、發作後は患者毫も患ふる所あるを知らず、發作
は一日二十回乃至三十回以上反覆することあり、此病
に向ては室内の大氣を交換し石炭酸を噴射して其中
に起臥せしむること必要なり、其外傳染の機會を可及
的避く可く注意し麻酔藥の小量を投す可し

(十二) 小兒訥吃

小兒訥吃は先天的然るものなり、而かれども亦た屢々外圍より訥吃たらしむることあり、是れ育兒其道を誤まるに由るなり、育兒法豈に等閑に附す可からざるにあらずや、而して訥吃に對しては原因的療法則ち兒若し他の訥兒の狀を摸するより、己れ又言語訥するに至りたる如き場合には、嚴に之を禁ずると共に強呼氣を行ひつゝ靜かに讀書談話せしむ、久しくして稍正に歸するところあり、然れども看護人の忍耐此底に到るもの少なきこそ遺憾なれ

(十三) 遺傳梅毒

受胎時に當り、父若くは母梅毒を患ふる時は其毒を胎兒に傳ふ、之を遺傳梅毒と云ふ、然れども父母の梅毒第一期若くは第二期症狀を呈する時に限り、第三期の變化を呈する場合に於ては最早之を遺傳することなし、父母第三期梅毒變化を呈するときは其兒に梅毒を遺傳することなし、雖ども、而かも屢々結核及び腺病の侵襲を免かるゝこと能はず、其兒は則ち發育不良なり、梅毒の累を子孫に及ぼすこと夫れ斯の如し、豈に謹む可きにあらずや

茲にプロノエタ氏の法則と名け、醫學社會に知らるゝものあり、此法則は已に遺傳梅毒を有する人体は決して再び梅毒に罹るなきことを示せども、實際上往々破格を見ることありと云ふ

遺傳梅毒は屢流産を促すの原因をなす、時として生兒を得ることありとするも、其兒は發育甚だ不良にして外觀恰かも老者の如し、之を梅毒性小兒萎縮と云ふ、遺傳梅毒の主要なる徴候は皮膚及粘膜に發生する無數の發疹と口角、肛圍、膝部、臍部等に發生する扁平贅肉と鼻加答兒の徴、鼻腔の充塞及鼻液の流出と梅毒性假

性麻痺則ち各肢の運動自在ならざるこハツチンソン氏の三徴と稱す可きもの則ちハツチンソン氏齒牙實質性角膜炎、耳聾等之れなり、茲には詳説する餘地あらざれども、若し斯の如き症狀を呈する小兒ならば、先天性梅毒に罹れること殆んど疑ふ可らず、其小兒は増進する衰弱の爲めに斃るゝか或は幸に斃れずとするも、身神の發育不全は竟に免かるゝこと能はざるなり、遺傳梅毒を療するの方は可然醫に托し驅梅毒療法を受くるより外なし、素人のなし能ふ處にはあらざるなり

(十四) 初生兒の臍疾患

初生兒の臍部に發生する疾患多々あれども、今茲に最も著明なるもの二三に就き聊か注意を與へんこと(一)臍部腐敗毒に汚染せらるゝときは、茲に腫脹を起し、臍の殘痕暗黒色を呈し遂に化膿に陥る臍壞疽則ち之れなり(二)脱落せる臍帶の殘根より肉牙組織を發生することあり、臍息肉則ち之れなり、(三)臍傷より「ストレストコックス」の傳染に由て小兒は頗る高熱を發し、搐溺を起し、腹壁に蔓延す、之れ則ち丹毒なり、此他(四)臍動脈炎(五)臍靜脈炎(六)臍濃漏等あれども實地上却て(七)臍出血を必要とす、臍出血は臍帶血管の碎脆性に基き或は結

紮の不全より來る、初生兒の臍部に於て若し以上の疾患を發現せば、須く醫家の門を叩く可し、蓋し素人療治は却て危險を招致することあればなり、

(十五) 初生兒黃膽

出生後第三乃至第四日に至て、皮膚黃色を呈するものにして、而かも全く病的現象を缺き八十布仙(百人中八十人以上に發生す)餘は本症を發す可きが故に、彼の病變に附隨する症候的黃膽と區別する爲め本症を生理的黃膽と呼ぶことあり

生理的黃膽を發するの理は或は膽汁血液中に吸収せ

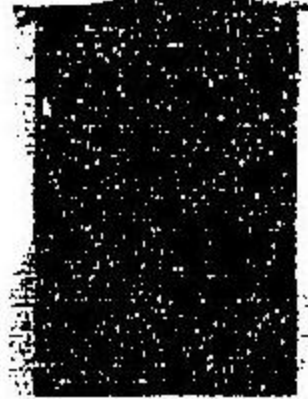
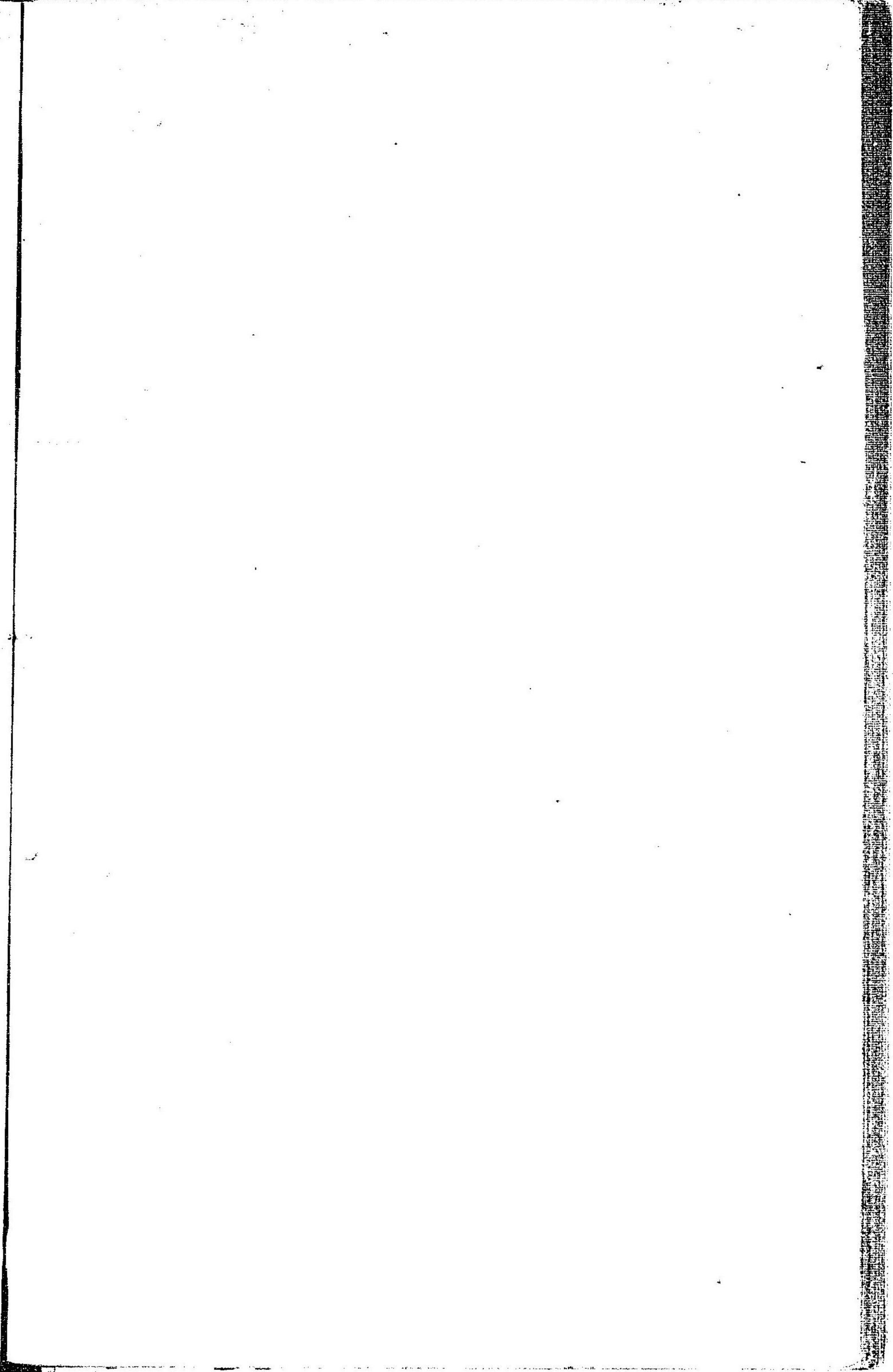
らるゝに因ると云ひ、或は赤血球分解して胆汁色素を形成するが爲めなりとなし、或は甲乙丙種合併して發するに云ふ

皮膚の黄色は先づ顔面及び胸部に現はれ漸次軀幹四肢に及び結膜黄染は甚だ遅く現はれ、且つ眼球の侵さるゝことは常に其高度なるを示す、尿及大便中に胆汁色素を含み、一週乃至二週間にして皮膚褪色して健全に復す

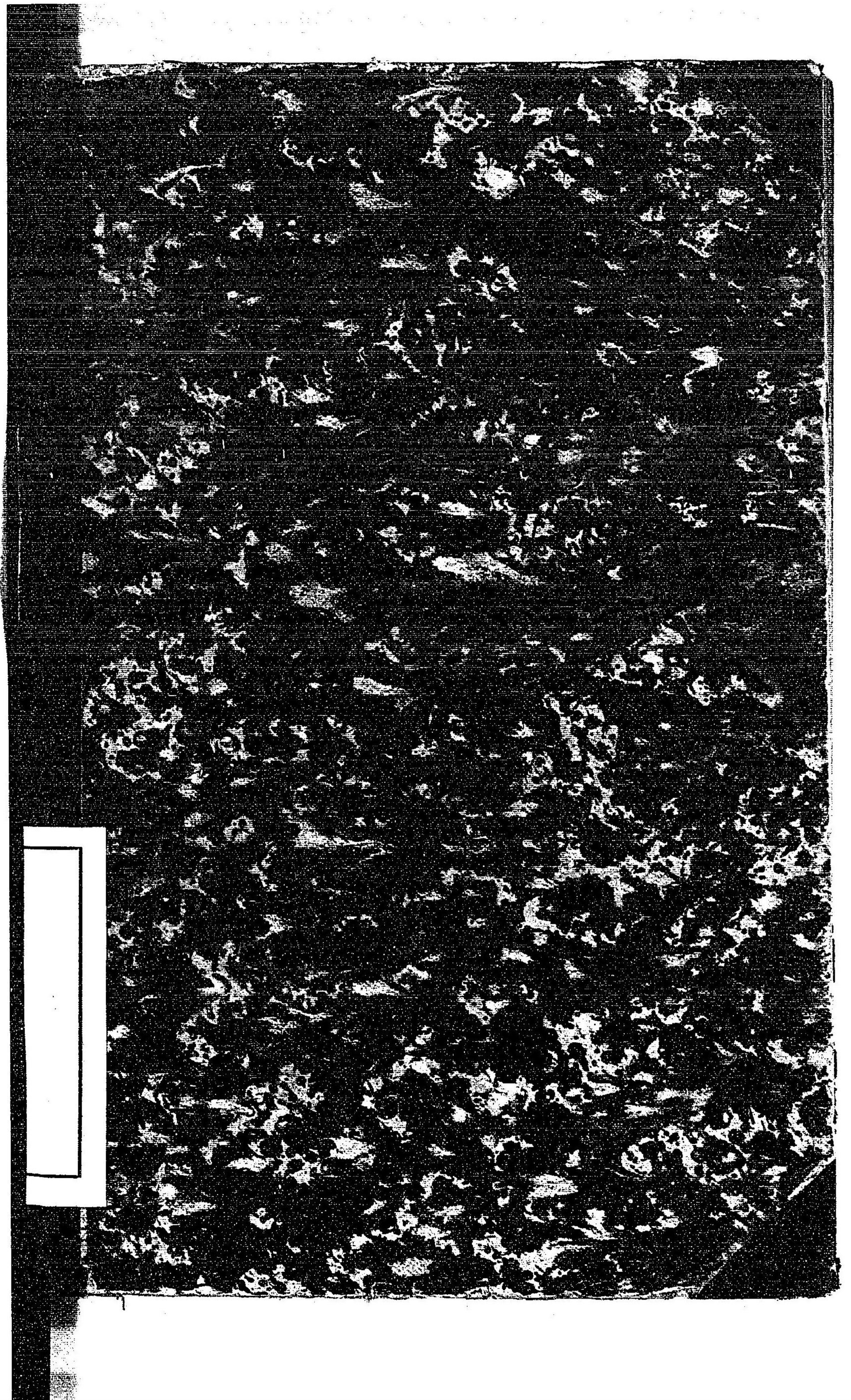
本症は中は生理的に屬するが故に特別の治療を要せず、清潔を守り哺乳を正しくし、洗腸を行ふ等、看護を周

到ならしむれば足る

家庭衛生 小兒養育法 終



97
26



家庭衛生
小兒養育法

全



069120-000-0

97-26

小兒養育法

後藤 新藏/著

M36

CDQ-0157

